

<h1>静岡市報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

## 告 示

### 静岡市告示第526号

騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき市長が指定する地域、法第4条第1項の規定に基づき市長が定める規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表の第1号の規定に基づき市長が指定する区域及び騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）の備考の規定に基づき市長が定める区域の区分について定めたので、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、静岡市環境局環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成27年7月2日

静岡市長 田 辺 信 宏

- 1 法第3条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について市長が指定する地域は、別表第1の区域欄に掲げる地域及び区域とする。
- 2 法第4条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音について市長が定める規制基準は、別表第2の区域の区分欄に掲げる区域ごとに同表の規制基準欄に掲げるとおりとする。ただし、同表に掲げる第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼

保連携型認定こども園（以下「学校等施設」という。）の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準並びに第1種区域と第3種区域又は第2種区域と第4種区域がその境界線を接している場合における当該第3種区域及び第4種区域の当該境界線から30メートルの区域内における規制基準は、同表の規制基準欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

- 3 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第1号の規定に基づき市長が指定する区域は、別表第1の区域欄に掲げる区域のうち、第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち学校等施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域とする。
- 4 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）の別表の備考の規定に基づき市長が定める区域は、別表第3に掲げる区域とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。  
（告示の廃止）
- 2 騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき市長が指定する地域、法第4条第1項の規定に基づき市長が定める規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表の第1号の規定に基づき市長が指定する区域及び騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）の備考の規定に基づき市長が定める区域の区分について（平成18年静岡市告示第171号）は、廃止する。

#### 別表第1

区 域			
第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
第1種低層住居専用 地域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	近隣商業地域 商業地域	工業地域
第2種低層住居専用 地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 準工業地域のうち別図2に	準工業地域（別図2に 掲げる地域を除く。） 市街化調整区域のうち 別図1に掲げる区域	

	掲げる地域 市街化調整区域（別図 1 に掲げる区域を除く。）		
--	-----------------------------------	--	--

備考

- この表において、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び市街化調整区域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により定められたそれぞれの地域及び区域をいう。

別表第 2

区域の区分	規制基準		
	昼間 (午前 8 時から午後 6 時まで)	朝・夕 (午前 6 時から午前 8 時まで・午後 6 時から午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から翌日の午前 6 時まで)
第 1 種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第 2 種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第 3 種区域	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第 4 種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

備考

- この表において、第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、それぞれ別表第 1 の区域欄に掲げる区域をいう。
- 特定工場等が属する区域又は特定工場等が属する区域に隣接する区域の変更に伴い、当該特定工場等に適用される規制基準が従前の規制基準より小さい値となる場合にあつては、当該特定工場等については、当該変更の日から 3 年間は従前の規制基準を適用する。

別表第 3

区域の区分	該当地域
a	第 1 種区域並びに第 2 種区域のうち第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
b	第 2 種区域のうち a の区域の区分をあてはめる地域以外の地域

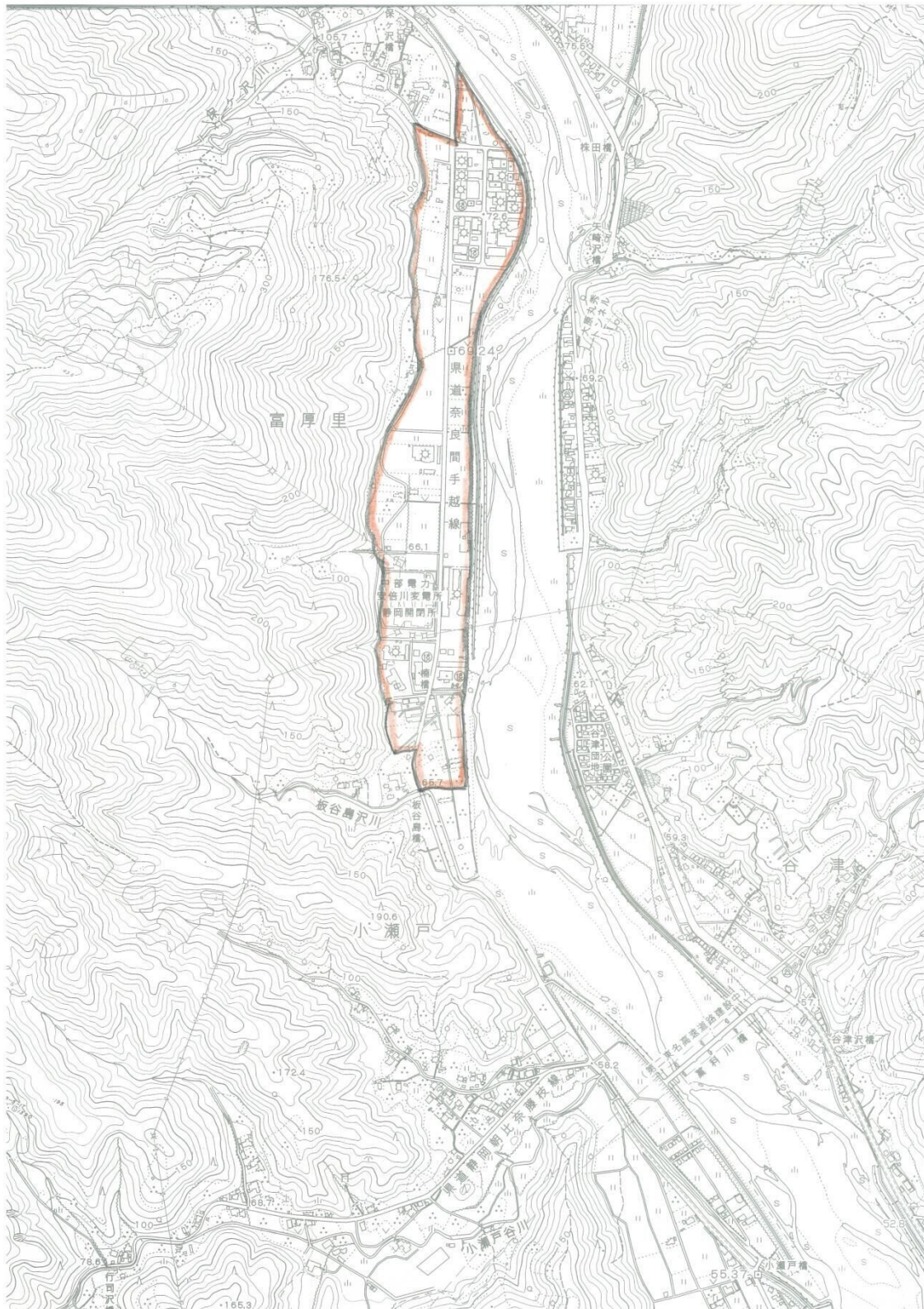
---

c	第3種区域及び第4種区域
---	--------------

## 備考

- 1 この表において、第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ別表第1の区域欄に掲げる区域をいう。
- 2 この表において、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域とは、都市計画法の規定により定められたそれぞれの地域をいう。

別図1



別図2



## 静岡市告示第527号

振動規制法（昭和51年法律第64号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき市長が指定する地域、法第4条第1項の規定に基づき市長が定める規制基準、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号。以下「省令」という。）別表第1の付表の第1号の規定に基づき市長が指定する区域及び省令別表第2の備考の1及び2の規定に基づき市長が定める区域及び時間について定めたので、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、静岡市環境局環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成27年7月2日

静岡市長 田 辺 信 宏

- 1 法第3条第1項の規定に基づき市長が指定する地域（以下「指定地域」という。）は、騒音

規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づき市長が指定する地域とする。

- 2 法第4条第1項の規定に基づき市長が定める指定地域内の特定工場等において発生する振動の規制基準は、別表の区域の区分欄に掲げる区域ごとに同表の規制基準欄に掲げるとおりとする。ただし、指定地域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「学校等施設」という。）の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、同表の規制基準欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。
- 3 省令別表第1の付表の第1号の規定により市長が指定する区域は、別表の第1種区域の1、第1種区域の2、第2種区域の1及び第2種区域の2のうち学校等施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域とする。
- 4 省令別表第2の備考の1の規定に基づく、第1種区域は別表の第1種区域の1及び第1種区域の2の区域、第2種区域は別表の第2種区域の1及び第2種区域の2の区域とし、省令別表第2の備考の2の規定に基づく、昼間の時間は午前8時から午後8時までの時間、夜間の時間は午後8時から翌日の午前8時までの時間とする。

別表

区域の区分		規制基準	
種別	該当区域	昼間 (午前8時から 午後8時まで)	夜間 (午後8時から 翌日の午前8時まで)
第1種区域の1	騒音規制法に基づく 第1種区域	60デシベル	55デシベル
第1種区域の2	騒音規制法に基づく 第2種区域	65デシベル	55デシベル
第2種区域の1	騒音規制法に基づく 第3種区域	70デシベル	60デシベル

第2種区域の2	騒音規制法に基づく 第4種区域	70デシベル	65デシベル
---------	--------------------	--------	--------

## 備考

- この表において、騒音規制法に基づく第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、騒音規制法第4条第1項及び特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）に基づき市長が定めるそれぞれの区域をいう。
- 特定工場等が属する区域の変更に伴い、当該特定工場等に適用される規制基準が従前の規制基準より小さい値となる場合にあっては、当該特定工場等については、当該変更の日から3年間は従前の規制基準を適用する。

## 附 則

## (施行期日)

- この告示は、公布の日から施行する。

## (告示の廃止)

- 振動規制法（昭和51年法律第64号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき市長が指定する地域、法第4条第1項の規定に基づき市長が定める規制基準、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号。以下「省令」という。）別表第1の付表の第1号の規定に基づき市長が指定する区域及び省令別表第2の備考の1及び2の規定に基づき市長が定める区域及び時間について（平成15年静岡市告示第31号）は廃止する。